

登録電気工事業者が「登録電気工事業者登録証」を紛失、破損、汚損等により登録証の再交付を受ける場合の手続きです。

(※みなし登録電気工事業者（届出事業者）は、「みなし登録電気工事業者（届出済み証明願）」にて申請願います。）

手続き方法

- 1 「登録証再交付申請書」に必要事項を記入してください。
- 2 手数料 2, 200 円（千葉県収入証紙）を添付して申請してください。
- 3 紛失以外で申請する場合は登録証を添付してください。
- 4 申請する際、「登録証再交付申請書」は 1 部で結構です。
- 5 持参又は郵送にて申請してください。
- 6 持参される場合、受付時間は、平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時です。
- 7 郵送する場合、郵送する前に F A X で申請書類一式を組合本部へ送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。
なお、F A X 送信後、組合本部へ F A X 送信済であることを連絡してください。
- 8 「登録電気工事業者登録証」が手元に届くまで 2 週間程度かかります。

<申請先>

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒260-0005

千葉市中央区道場南 1 丁目 9 番 15 号

電話：043-224-6086

F A X：043-224-6087

登 録 証 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

千 葉 県 知 事 様

住 所

氏名又は名称
法人にあつては

代表者の氏名

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 12 条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号

（平成・令和） 年 月 日 千葉県知事登録第 号

2 再交付の理由

千 葉 県 収 入 証 紙 貼 付 欄（消印を押してはならない。）

（備考）

- 1 所定の金額の千葉県収入証紙を、この点線の枠内に貼付すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

登 録 証 再 交 付 申 請 書

令和 3 年 4 月 1 日

千 葉 県 知 事 様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記入されている、住所、氏名等を記入してください。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1 ― 1
氏 名 又 は 名 称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 1 2 条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号

登録電気工事業者登録証に記載されている年月日及び番号を記入してください。なお、年月日は登録証の「1 登録の年月日」に記載されている日付を記入してください。

(平成)・令和) 2 8 年 5 月 1 日 千葉県知事登録第 2 8 0 0 0 1 号

2 再交付の理由

紛失したため

千 葉 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印を押してはならない。)

(備考)

- 1 所定の金額の千葉県収入証紙を、この点線の枠内に貼付すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

点線内の文字の上から、証紙を貼り付けてください。